

三豊市情報セキュリティ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 5 号

三豊市情報セキュリティ条例の一部を改正する条例

三豊市情報セキュリティ条例（平成 18 年三豊市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条□この条例は、<u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 6 第 1 項の規定に基づき</u>、三豊市が保有する情報資産<u>について、サイバー攻撃、不正アクセスその他の情報セキュリティ上の脅威からこれを保護するための基本的な方針</u>を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の権利利益を保護し、もって市民の安心と信頼を確保することを目的とする。</p> <p>(システム監査)</p> <p>第 11 条□市長又は実施機関は、情報セキュリティ対策の実施状況について、<u>定期的に点検を行うとともに</u>システム監査(情報セキュリティに関し優れた識見を有する者に行わせる監査をいう。)をしなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条□この条例は、<u>三豊市が保有する情報資産のセキュリティ対策に関する基本的仕組み</u>を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の権利利益を保護し、もって市民の安心と信頼を確保することを目的とする。</p> <p>(システム監査)</p> <p>第 11 条□市長又は実施機関は、情報セキュリティ対策の実施状況について、<u>システム監査</u>(情報セキュリティに関し優れた識見を有する者に行わせる監査をいう。)をしなければならない。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）の施行の日から施行する。